

2022年8月31日

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般財団法人 医療情報システム開発センター

HPKI の利便性向上に向けた
HPKI セカンド電子証明書の提供開始について

電子処方箋など、医療現場において HPKI をより使いやすくするため、『HPKI セカンド電子証明書』の提供を開始することにしましたのでお知らせします。

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターは、厚生労働省が施策として普及を進めている「保健医療福祉分野 PKI 認証局（Healthcare Public Key Infrastructure 認証局）」（以下、HPKI 認証局）を運営しています。

各 HPKI 認証局は、電子的な身分証明書である「HPKI 電子証明書」を発行し、その HPKI 電子証明書を格納した IC カード（以下、HPKI カード）を、それぞれ『医師資格証』、『薬剤師資格証』、『HPKI 資格証』という名称で提供しています。

これらの HPKI カードを用いることで、医師や薬剤師等の医療分野国家資格を電子的に証明できる「HPKI 電子署名」を行うことができます。

しかし、カード型であることから、HPKI 電子署名を実施しようとする全ての端末（電子カルテ等）にカードリーダーが必要なことや破損・紛失時に業務が滞ることなどが指摘されていました。

これらの指摘に対して、HPKI 認証局の運営団体として検討を重ねた結果、この度、HPKI 電子証明書を HPKI カードだけでなく、セキュアなクラウド上にも格納することで、HPKI カードを用いなくても HPKI 電子署名を行うことができる「HPKI 電子証明書管理サービス」を 3 団体共同で開発し、本年 12 月から運用を開始することとしました。

共同運用する HPKI 電子証明書管理サービスに、各認証局から HPKI カード発行対象者に対して、追加でクラウド用の HPKI 電子証明書を発行・格納することで、HPKI カードを用いることなく、スマートフォンを利用して HPKI 電子署名を行うことが可能となります。

HPKI カード発行対象者に対して発行するクラウド用の 2 番目の電子証明書のため『HPKI セカンド電子証明書』（以下、2nd 電子証明書）と呼称することにしました。

なお、それぞれの HPKI カードは、これまで通り HPKI 電子署名、ログイン認証、会員証等の現実世界における身分証明書や研修会時の受講受付等に活用することから、引き続き発行を継続します。今回のクラウド上に格納する HPKI 電子証明書は、HPKI カード保有者に対して発行するもので、あくまで HPKI カードを補完する位置付けのものとなります。

【問い合わせ先】

日本医師会電子認証センター（医師資格証）

E-mail：hpki2nd@jmaca.med.or.jp

日本薬剤師会認証局（薬剤師資格証）

E-mail：hpki@nichiyaku.or.jp

医療情報システム開発センター認証局（HPKI 資格証）

E-mail：hpki-ad@medis.or.jp

【発行の流れと使い方】

2nd 電子証明書の発行と使うまでの準備の流れを以下に示します。

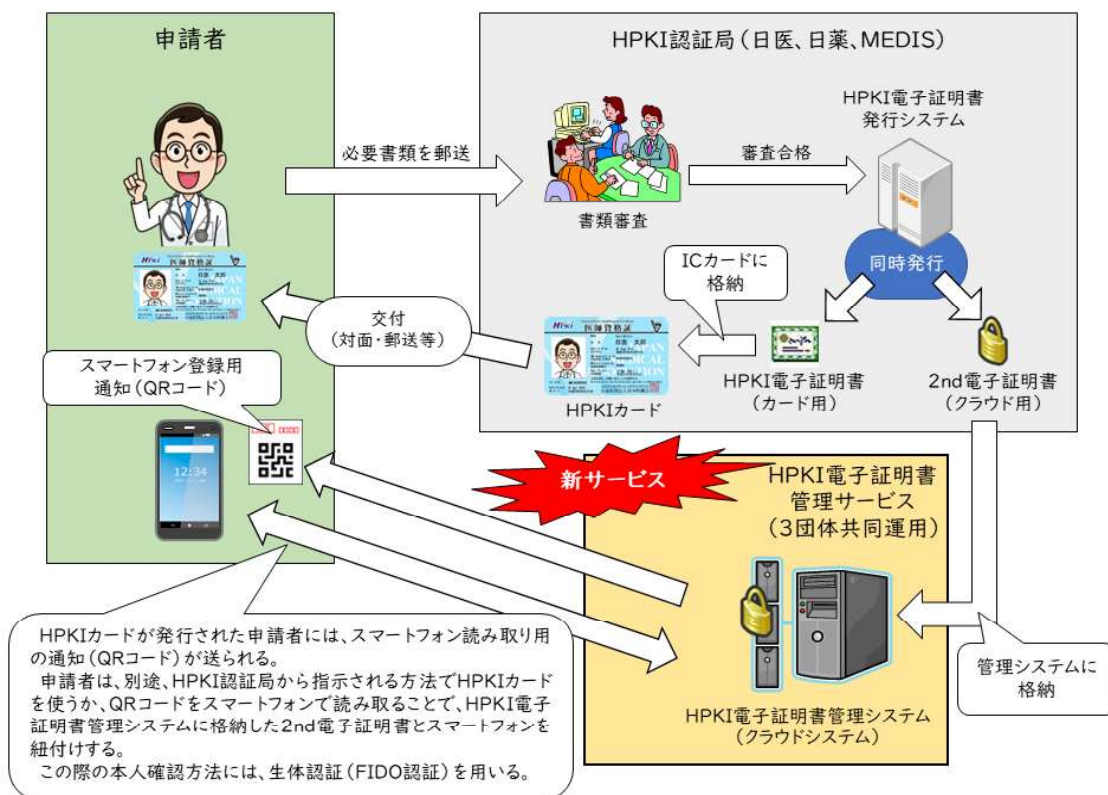


図1 2nd 電子証明書の発行と使うまでの準備の流れ

- ① 申請者（医師・薬剤師等）は、これまで通り各 HPKI 認証局に対して HPKI カードの申請をします。
- ② HPKI 認証局は、所要の審査を実施した後、IC カード（チップ）に格納する HPKI 電子証明書を発行します。
- ③ これと同時に、クラウドシステムに格納する 2nd 電子証明書を発行します。
- ④ これら 2 つの電子証明書を、1 つは HPKI カード、1 つは HPKI 電子証明書管理システム（サービス）に格納します。
- ⑤ 申請者には、HPKI カードが交付されると共に、スマートフォンと 2nd 電子証明書を紐付け登録するための通知（QR コード）が送られてきます。
- ⑥ 申請者は、HPKI 認証局から指示される方法で HPKI カードを用いるか、QR コードを読み取り、スマートフォンの生体認証を使って 2nd 電子証明書とスマートフォンの紐付けを行います。

この作業を行うことで、HPKIカードを使わず HPKIカードと同様の HPKI 電子署名をすることができるようになります。この使い方を、電子処方箋を例にとって説明すると、次の通りになります。

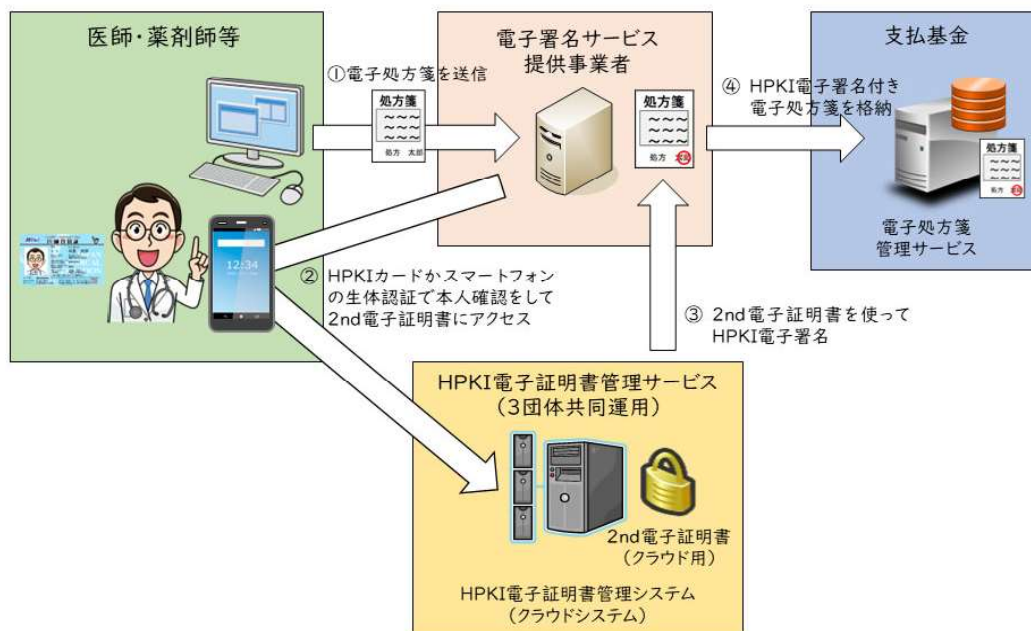


図2 電子処方箋を例にした使い方

- ① 医師は、電子カルテで電子処方箋を作成します。これを、今後提供が予定されている電子署名サービス提供事業者のシステムに送ります。
- ② 電子処方箋に HPKI 電子署名をするため、登録したスマートフォンで生体認証をして本人確認をします。
- ③ 本人が確認できると、HPKI 電子証明書管理システムに格納された 2nd 電子証明書を使って、本人の HPKI 電子署名が行われます。
- ④ HPKI 電子署名された電子処方箋が、電子処方箋管理サービスに送られて、電子処方箋の発行が完了します。

薬剤師が電子処方箋を調剤済み処方箋として、薬剤師の HPKI 電子署名を行う時も同様の流れになります。

なお、生体認証を使って本人確認をした場合は、セキュリティ対策のため、有効期限（時間）を設けます。一定の時間が経過した後は、改めて生体認証をする必要があります。

【2nd 電子証明書のメリット】

2nd 電子証明書を用いることで、例えば、次のようなメリットがあります。

- ◆ 使用時に HPKI カードがなくても HPKI 電子署名が可能に
HPKI カードを破損・紛失した時でも、業務を止めることなく HPKI 電子署名を行うことができます。また、多くの電子カルテ端末を設置している医療機関において、全ての端末に IC カードリーダーを配置する必要がなくなります。
※ 初期登録用に数台の IC カードリーダーの配置は必要です。

- ◆ 電子カルテのログインと連動して HPKI 電子署名が可能に
電子カルテのシステム構成次第ですが、電子カルテのログイン情報と 2nd 電子証明書を連動させることで、医師等からみれば、電子カルテにログインするだけで HPKI 電子署名（例：電子処方箋への HPKI 電子署名）ができるようになります。

- ◆ 地域医療連携システムへのログインをよりセキュア・簡便に
2nd 電子証明書とスマートフォンを生体認証で結びつけることから、ID とパスワードの代わりに生体認証機能で本人確認と資格確認をして、よりセキュア、かつ、簡便に地域医療連携システムにログインすることができます。
※ ただし、この仕組みは各 HPKI 認証局毎に提供するかしないかが異なりますので、各 HPKI 認証局にお問い合わせください。

【スケジュール】

HPKI 電子証明書管理サービスは、2022 年 12 月から開始予定です。ただし、2nd 電子証明書の発行開始は、各 HPKI 認証局毎に異なりますので、それぞれの HPKI 認証局にお問い合わせください。